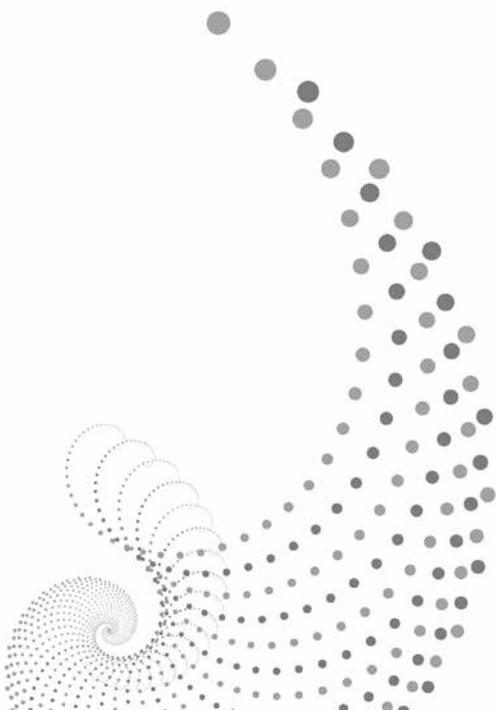


レポート2

二地域居住促進に 向けた地域づくり・ 組織づくり・ 人づくり

(一財)和歌山社会経済研究所
主任研究員

藤本 迪也



1. 二地域居住の実態

(1) 二地域居住とは

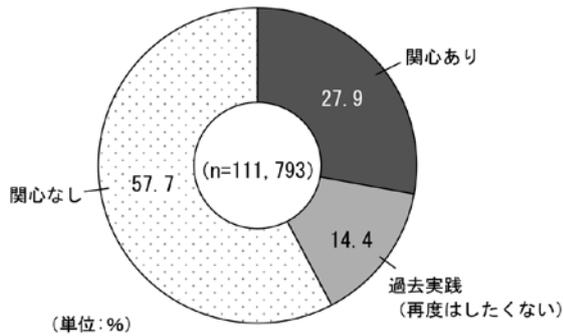
国土交通省は、第五次の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において、中山間地域等を含む農山漁村等における定住人口の減少の中で、「団塊の世代」の定年退職者を中心とした都市住民による農山漁村等への中長期、定期的・反復的滞在といった「二地域居住」という新しい動きに着目した。この中で、「二地域居住とは、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期的、定期的・反復的に滞在すること等により、当該社会と一定の関係を保つなど、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと」としている（2015年3月）。

都市住民の地方への関心が高まっているとともに、国民の価値観、ライフスタイルが多様化する中で、二地域居住についてもさまざまな「暮らし方」、「住まい方」が見られるようになった。都道府県・市区町村を正会員として2021年3月に設立された全国二地域居住等促進協議会では、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設ける暮らし方と捉え、三拠点以上の居住形態となるものも含めて、「二地域居住等」という用語を使用している。

(2) 二地域居住に対する関心

国土交通省は、2022年度に全国18歳以上の男女約12万人を対象に、インターネット上で二地域居住に関するアンケート調査を実施した。国土交通省は、主な生活拠点以外に滞在する地域があり、当地において1泊以上の滞在を年に2回以上実施している者を「二地域居住等実践者」と定義し、推計で約701万人（総人口の約6.7%）が該当するとしている。また、実践者以外に対しては、二地域居住等への関心の有無について質問を行っており、約3割（27.9%）が「関心あり」と回答した。

図表 二地域居住等への関心（18歳以上）



(資料) 国土交通省「二地域居住に関するアンケート」
(2022年8月～9月実施)

2. 二地域居住促進に取り組む自治体事例

二地域居住への関心が高まる中で、全国の自治体において、二地域居住を促進する動きが見られるようになってきた。本章では、二地域居

住促進に取り組む自治体（主に市町村）事例を取り上げ、その「地域づくり」、「組織づくり」、「人づくり」について取り組みを整理する。

(1) 山梨県

山梨県では、東京圏への近接性、豊かな自然環境（山岳、湖沼、森林など）、地域資源の魅力（ワイン・食文化・様々な観光資源）を強みとして、2020年の新型コロナウイルス禍以降、有識者・実務者による研究会を開催し、二地域居住（二拠点居住）の推進に取り組んでいる。2021年4月に策定した「やまなし二拠点居住推進戦略」では、「まち」、「ひと」、「しかけ」の3つの視点で二拠点居住を推進している。

図表 やまなし二拠点居住推進戦略の取り組み体系

視点	施策の内容	主な取り組み
まち (受入基盤・インフラの整備)	ワークスペースの充実	サテライトオフィス・ワーケーション施設の整備支援 WiFi環境やワークスペースの充実
	空き家活用促進	空き家改修補助（交流施設や体験施設として活用）
	二次交通の利便性向上	リニア中央新幹線を活かした交通整備
	県有地・県有施設の活用	観光MaaSの導入 企業誘致や研究拠点としての活用
	感染症に強い社会・経済の形成	グリーンゾーン認証（感染症対策を強化した観光施設等を支援）
	体験プログラム・アクティビティの造成	農業体験、森林セラピー、屋外アクティビティの推進
ひと (移住者受け入れ体制の構築)	地域で移住者を温かく迎え入れる環境づくり	移住コンシェルジュチームの活動支援
	地域コミュニティの核となる人材の育成	地域コア人材の育成、サテライトオフィス運営支援
	ワーケーション受入推進のための人材育成	観光業向け「おもてなし観光人材」の育成
しかけ (企業・移住者誘致の仕組みづくり)	情報提供・サポート体制の充実	「二拠点居住推進センター」の設置、ポータルサイトの運営
	積極的なプロモーション	オンラインセミナー、移住イベント、ラジオCM
	効果的なマッチングの実施	企業向け二拠点居住誘致、ワーケーションツアー実施
	移動・滞在支援	サテライトオフィスお試し体験補助金
	オフィス・住宅整備支援	企業移転や住宅整備への助成金
	県内での起業・実証実験支援	スタートアップ企業向けの実証実験サポート

(資料) 山梨県リニア未来創造局「やまなし二拠点居住推進戦略」(2021年4月)

(2) 北見市（北海道）

北海道北見市は、道東地域に位置するオホーツク圏最大の都市であり、豊かな自然と産業が調和する街である。四季折々の美しい風景が広がり、冬には厳しい寒さとともに幻想的な雪景色が広がる。この良環境を活かし、以

前から市内でのテレワーク環境整備に力を入れてきた。ただ、公共交通機関の便が悪いこと、長期滞在用宿泊施設が少ないことが二地域居住を推進する上での課題となっている。この課題に対して、北見市では空き家を活用した長期滞在施設の整備を進めている。設備

の充実したこども園の開設、農業体験などのアクティビティも取りそろえ、二地域居住を希望する長期滞在者向けに、「北見市地域居住推進チーム」が情報提供、各種相談に応じる体制を構築した。

(3) 陸前高田市（岩手県）

岩手県陸前高田市は、三陸海岸に面した美しい自然と豊かな歴史を持つまちで、かつては風光明媚なリアス式海岸の景観とともに、漁業や農業が盛んな地域として発展してきた。2011年の東日本大震災により大きな被害を受け、町の中心部が壊滅的な影響を受けたが、市民の強い意志と全国からの支援によって、陸前高田市は復興へ向けた歩みを進めている。

二地域居住促進に関しては、空き家等を活用し、アーティスト・イン・レジデンスプログラムを実施し、芸術家が一定期間、市内のある地域に滞在し、異なる文化環境で行う制作活動をサポートしている。この活動を通じて、陸前高田市としても、芸術家による作品の蓄積が、地域の魅力向上につながると考えており、取り組みに注力している。

当プログラムの取り組みの特徴は、特定非営利活動法人高田暮舎が事業を統括する形で役割を担い、芸術家の活動拠点を提供する山猫堂（宿泊可能な古書店）、芸術家に助言を行える芸術専門家と連携しながら、陸前高田市の二地域居住促進に取り組んでいることだ。また、ターゲットを若手アーティスト、美大生にしぼることで、将来的な移住の可能性があること、地域活動に積極的に参加する事例が多いといった特徴もある。プログラム実施中は、滞在中の移動の不便さが課題となったが、地元住民を主体に、地域お世話人を配置し、芸術家の移動をサポートした。これを契機に、芸術家と地元住民との交流も促進される結果となった。

(4) 塩尻市（長野県）

長野県塩尻市は、豊かな自然と交通の要衝としての役割を担っている。古くから中山道と甲州街道が交わる宿場町として栄え、現在でもJR中央本線や長野自動車道が通るなど、交通の利便性が高い。ワインの産地としても知られるとともに、精密機械産業や木工・家具づくりも盛んな伝統とものづくりの技術が息づくまちでもある。

塩尻市では、地方創生事業として、市民が生きたいまちを共に創っていくための拠点として「スナバ」を整備し、一般財団法人塩尻市振興公社が運営する形で、コワーキングスペースの提供、起業家育成プログラムを実施している。

「スナバ」が提供するコワーキングスペースには、2025年2月時点で、147名が登録しており、年齢層も10～70代と幅広い。起業家、フリーランサー、企業社員、行政職員、地域企業の経営者、学生など職種も多種多様で、全体の40%以上が移住者・二地域居住者となっている。「スナバ」を運営する一般財団法人塩尻市振興公社シニアマネージャーは塩尻市役所からの出向者であり、マネージャーがメインプレイヤーとなって、「スナバ」における起業家育成、コワーキングスペース利用者同士の交流を促している。この「スナバ」を介して、塩尻市では、地域課題解決に取り組む、あるいは自らの事業を立ち上げる起業家が増加しており、その人材がさらなる起業家を生み出すという好循環が見られる。

3. 二地域居住促進に向けて自治体が果たす役割

以上の自治体事例を踏まえ、今後、二地域居住促進に取り組む自治体が果たす役割について、「地域づくり」、「組織づくり」、「人づくり」の視点から整理を行う。

(1) 地域づくり

2024年11月に改正広域的地域活性化基盤整備法が施行され、各市町村が特定居住促進計画を作成すれば、二地域居住者の住まいや職場環境を整える際に国の支援が得られるという仕組みが整備された。2025年2月には全国で初めてとなる広域的地域活性化基盤整備計画が長野県で策定され、佐久市などの県内複数自治体で、特定居住促進計画策定の動きが進んでいる。

上記計画を策定した自治体では、空き家の改修やコワーキングスペースの設置、二地域居住を望む人をサポートする団体のバックアップ(空き家情報、求人情報の提供等)など、市町村のハード・ソフト両面での受け入れ環境の整備が、国の補助を受けながら進めることができる。この制度を活用しながら、北見市や陸前高田市で見られた空き家の整備・活用の進捗が望まれる。

(2) 組織づくり

前述の特定居住促進計画を策定した自治体では、特定居住促進協議会を設け、自治体、不動産事業者、住民団体、農業団体などの参画のもと、二地域居住希望者の受入に向けた協働の取り組みを推進することができる。また、特定居住促進計画を策定した自治体は、二地域居住促進の取り組みに貢献する民間事業者(不動産事業者、コワーキングスペース運営法人等)を「特定居住支援法人」として登録することができ、当該法人に指定された事業者は、地域の空き屋情報や求人情報を取得することができる。このような事業者が、二地域居住希望者に対して、不動産情報の提

供だけではなく、求人情報も併せて提供することができれば、ワンストップでの相談対応が可能となり、二地域居住推進が図られる。事例として挙げた北見市、陸前高田市では、民間事業者が中心となって、二地域居住希望者の相談に応じたり、居住開始後の地域交流を促すなど、積極的な活動を行っている。自治体としては、特定居住促進計画を策定し、希望者の受入を推進しうる組織づくりを国の支援のもとに進めていくことが重要と考える。

(3) 人づくり

最後に、人づくりについては、事例として挙げた塩尻市の事例が参考になる。コワーキングスペースや域内の起業家育成プログラムを提供している交流拠点「スナバ」は、一般財団法人塩尻市振興公社シニアマネージャーがキーパーソンとなって運営している。このマネージャーが触媒となる形で、コワーキングスペースの利用者間の交流が活発となり、さまざまな地域課題解決事例、起業事例が増えている。その結果、「スナバ」を訪れる人同士で、起業経験の共有、課題解決事例の共有が図られ、さらなる課題解決事例、起業事例が生み出されるようになっている。

二地域居住を促進する上で、最も重要となる「人づくり」だが、この塩尻市の事例が示すように、地域交流拠点を介して魅力的な地域人材を増やしていくこと、そのための交流を促していくことが自治体に求められる役割だと考える。